

## 第4章 行政分野ごとの都道府県に期待される役割

これからの都道府県に期待される役割について、前章で設定した6つのメルクマールを念頭に置きつつ、「環境」、「保健・医療・福祉」、「生活」、「産業」、「教育・文化」、「基盤整備」、「地域振興」及び「防災・危機管理」の8つの行政分野ごとに、少し具体的に示してみると、以下のとおりとなる。

### 第1節 環境分野

環境政策は、住民の貴重な財産である自然環境の保全（住民・事業者の諸活動との調整を含む）、住民生活の基盤である大気、水、土壌等の環境要素の保全、地域環境と不可分の関係を有する地球環境問題への対応などの諸課題に対して、様々な政策手法を組み合わせる必要があるものである。環境問題は、経済発展や大量消費スタイルの定着に伴って深刻化とその対応が進んできた分野であり、住民の意識やニーズも以前に増して高まっていることから、行政として最重要課題として取り組むことが求められている分野である。

この「環境」分野は、その対象が一般に市町村の区域を超えた広域性を有していること（メルクマール ）、環境悪化の大きな要因が法人による産業活動に起因するものであること（メルクマール 、メルクマール ）、大気、水、土壌等の環境要素の状態を把握・測定するために高度な専門性を必要とすること（メルクマール ）等から、都道府県に期待される役割が大きい分野である。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 産業廃棄物に対する対策（メルクマール 、 ）

家庭生活や産業活動から生じる廃棄物は、適正処理が図られなければ、地域環境に著しい悪影響を生じかねない。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物を、事業活動により生ずる19種類の「産業廃棄物」と、その他の「一般廃棄物」に区分している。一般廃棄物の処理は原則とし

て市町村の責務であるが、産業廃棄物の処理は排出事業者の責任であり、自ら処理するほか、産業廃棄物処理業者等に委託して処理させることとなる。この産業廃棄物の処理については、処理業者の許可、処理施設の設置許可等の規制は、保健所設置市を除いて都道府県が担当するほか、都道府県は区域内的の産業廃棄物の処理に関する計画を策定することとなっている。

近年の産業廃棄物の処理状況をみると、不適正処理、不法投棄等により発生する環境被害の頻発が続き、住民・市町村の拒否反応が強く、最終処分場の新規設置が困難となっている。その残余年数は1.6年の見込み（平成11年9月末現在、平成12年度厚生白書）という状況に至っており、最終処分場の不足が一層の不法投棄を招き、住民の生活環境の悪化に至るという悪循環を招きかねない。

産業廃棄物の適正な処理体制を構築するため廃棄物処理法の改正が重ねられ、処理業者に対する規制強化、処理施設設置の許可要件の厳格化、施設設置の譲渡等の制限など処理業者・施設設置者への規制を強化するとともに、排出事業者責任の強化を図っている。

これらの規制権限を担う都道府県としては、まず、監視体制を強化して厳正な法執行を行い、産業廃棄物行政への信頼向上を図ることが求められる。また、処理施設の設置を許可するに当たっては、周辺地域の環境影響評価を義務付け、その結果と申請書を公開し、これを基に関係市町村や利害関係者の意見を聞いた上で、法令に基づき都道府県が判断する仕組みとなっている。都道府県としては、場合によっては条件付きの許可とすることを含め、これらの法制度を十分に活用し、関係する住民・市町村の不安を払拭することが求められる。さらに、不法投棄対策や処理施設の設置等産業廃棄物の円滑・適正な処理を進めていくに当たって、現行制度上、なお十分対応できない部分については、国に対して制度改正等必要な措置を求めていくべきである。

また、現在の産業廃棄物の排出状況を前提とせず、排出の抑制やリサイクルを強力で推進する必要があることはいうまでもない。産業廃棄物排出量全体の約2割、最終処分量（埋立量）の約4割を占める建設廃棄物のリサイクルを進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が新たに制定され、一定基準以上の解体工事等においてコンクリート、アスファルト、木材の3品目の分別解体と再資源化が義務付けられた。この制度では、都道府県は、再資源化等について、指針の策定、解体工事業者に係る登録、助言・勧告、命令の実施等

を担うこととなるが、これは不法投棄の約9割を占めている建設廃棄物の今後を左右する重要な役割であり、その責任と期待は非常に大きい。また、平成13年4月から施行された「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)においては、市町村と小売業者が、対象家電製品を製造業者に引き渡す必要があるが、その引取場所が全国190箇所に限られ、効率的な運搬・保管システムが求められていることから、都道府県としても市町村の区域を超える課題として取り組むなど側面的な支援を検討するべきである。

## (2) 環境問題に対する情報提供、意識啓発、先導的取り組み (メルクマール、)

環境問題については、マスメディア、広報誌、インターネット等多様なメディアを活用して、現在のライフスタイルや事業活動が環境に与える影響・負荷について、具体的に分かりやすく情報提供をしていくことが不可欠である。特に、都道府県としては、事業所による環境負荷軽減への取り組みを広げていくため、積極的に取り組んでいる事業者の情報をインターネット等を通じて広く住民に紹介することにより、ノウハウを普及するとともに、当該事業所の社会的評価を高めるようなインセンティブを働かせる工夫を行うべきである。

意識啓発については、全ての住民・事業者が環境問題について学習できるシステムづくりが求められる。家庭、小中学校及び地域における環境教育では、市町村の役割が大きい。対象者に応じた教材・カリキュラムの作成や指導者の養成といった面での都道府県の支援が重要である。また、事業所等に対しては、都道府県による直接的な施策展開が求められる。

また、住民・事業所の意識・行動の変革を進めるには、都道府県自身が、区域内の最大規模の事業所として、先導的な環境問題への取り組みを進めることが不可欠であり、かつ効果的である。具体的には、ISO14001(環境ISO)の取得やグリーン購入の推進が挙げられるが、これらは職員全体に具体的な意識変革を促し、実践的な環境学習の機会ともなる。また、グリーン購入については、メーカーの製品開発・改良を促進するとともに、出先機関が比較的人口規模の小さい市町村にも設置されていることから、これらの地域を含めて環境配慮型製品の取扱業者数が拡大するな

ど事業者サイドへの波及効果も大きい。

### (3) 広域的・総合的な環境管理（メルクマール）

環境は、大気、水、自然環境等いずれをとっても、その対象が広域性を有しているものが多く、その維持・保全については都道府県が主要な役割を担う。

特に、水環境については、産業構造や生活様式の変化等により、河川流量の減少、水質の劣化、湧水・地下水の減少など多様な問題が生じている。今後も継続的に水の恵みを受けるためには、「人工の水循環」（ダムや堰を造り、農業用水、生活用水、工業用水等として利用し、河川等に排出する流れ）の負荷が「自然の水循環」を損なわないよう、流域全体を総合的に管理する必要がある。

具体的には、森林や農地の整備・保全により、地下水涵養、保水、水質浄化、流量調整等の機能を維持・回復すること、生態系に配慮したダムの放流管理、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等の事業手法から地域特性に応じたものを選定して計画的・効果的に生活排水対策を講じること等総合的な施策を広域的に展開する必要がある。

例えば、琵琶湖を抱える滋賀県では、琵琶湖の水環境の保全を図るために、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画の着実な推進を図るほか、昭和54年に「琵琶湖の富栄養化防止条例」、平成4年に「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」、平成8年に「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」といった独自条例を制定する等の総合的な水質保全対策を推進している。

### (4) 環境水準の監視等（メルクマール）

地域の環境水準を良好に保持していくため、都道府県は、従来から大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下及び悪臭といった基本的な環境要素については、法令や条例に基づき、その調査・監視と規制・指導を行ってきたが、近年は、ダイオキシン類や環境ホルモンといった低濃度・長期毒性の化学物質の環境に与える影響等新しい問題も発生している。地域の環境水準を維持・改善していくためには、その実態を正確に調査・監視し、その上に立って必要な対策を実施していくことが必

要となるが、これら調査・監視及び対策の検討に当っては、相当高度な専門性が必要とされることから、地方自治体が担うべき部分については都道府県が主要な役割を果たすことになる。

これら環境水準に係る問題は、人の健康や生態系への影響等に関して不確実性を伴っているため、環境調査の実施や汚染による影響の予測評価手法の開発等科学的知見を蓄積していくことが必要となるが、一方で、その内容を簡明かつ的確に発信するとともに、それら情報を受ける地域住民側の理解を進める工夫をしていくことも重要である。

この分野における先進的な取組みとして、東京都では、ディーゼル微粒子等による大気汚染を防止するため、公害防止条例を全面改正して「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」とした中で、平成15年10月からはディーゼル微粒子除去装置（DPF）を装着していないディーゼル車の都内運行を規制するとしている。

## 第2節 保健・医療・福祉分野

住民が健やかで安心して暮らせる地域社会を築き上げるために、地方自治体は、これまでも保健・医療・福祉の分野において様々なサービスの充実に努めてきた。

今後、少子高齢社会の進展により、この保健・医療・福祉分野における地方自治体の役割は益々大きくなることが予想される。

この「保健・医療・福祉」分野は、住民に対して人的・直接的なサービス提供を行うものが中心であり、住民に最も身近な地方自治体であり、住民個人個人を把握している市町村の果たす役割が大きい分野である。都道府県としては、広域的、専門的観点から、市町村が行う保健・医療・福祉サービスを補完するとともに（メルクマール、  
、  
）それらサービス提供体制の確立とその質の維持・向上を図っていくこと（メルクマール、  
）が主な果たすべき役割となる。

この分野における都道府県の果たすべき役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

## (1) 専門的な保健サービスの提供（メルクマール、 ）

平成9年度に基本的な母子保健サービスが市町村に委譲され、住民にとって頻度が高く身近な基礎的母子保健等は市町村が担うこととなった。このため、都道府県は、保健所設置市を除く区域において、専門的な母子保健、難病対策、精神保健、エイズ予防対策等の保健事業を担っている。

都道府県が担当するこれら保健事業は、住民に対する直接的なサービス提供ではあるが、高度な専門知識・技能を必要とし、また、住民にとって発生頻度がそれほど高くないことから、市町村全般に一括して委譲するメリットに乏しいと考えられるため、今後とも、都道府県が役割を担っていく必要がある。

## (2) 医療供給体制の整備と医療監視（メルクマール、 、 、 ）

一般的な医療サービスの提供については、主に民間の病院・診療所等が担い、国や地方自治体の公的医療機関がこれを補完している。都道府県が運営する病院は市町村立病院と比べて規模が大きく、市町村立病院が身近な医療サービスを担う一方で、都道府県立病院は周産期医療などの高度・特殊医療を担う傾向にある。

このように都道府県は、地域における基幹的・中核的病院を整備・運営し、医療水準の向上に重要な役割を果たしている。今後も、医療技術の進展等により生じる個別・高度医療分野へのニーズへの対応が求められることから、病院経営の健全性を確保しつつ、これに対応していく必要がある。

一方、医療行政の面においては、都道府県は、都道府県ごとの医療計画を策定するとともに、医療法人に係る設立認可等の監督権限を有し、また、保健所設置市を除いて、病院・診療所等に係る開設許可、報告聴取、立入検査等の監督権限を有している。

都道府県医療計画の策定は、区域内に医療圏を設定して各医療圏ごとに必要病床数を定めるとともに、中核的病院の整備目標、医療機関ごとの機能分担・業務関係、救急医療・へき地医療の確保等を内容とするものであり、地域における体系的な医療供給体制を整備するに当たって重要な役割を果たすものである。今後、少子高齢化の進展により、人口減少や年齢構成の変動などが急速に進む圏域も少なくないため、

的確な需要予測に基づく機動的な改訂を行い、広域的な調整を積極的に担っていく必要がある。

また、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、監督下にある医療法人及び病院・診療所等に対する適正な監視を行っていくことが、今後とも都道府県の重要な役割となる。

### (3) 介護保険におけるサービス水準の維持・向上（メルクマール、 ）

高齢者等に対して保健サービスと福祉サービスを一体的に提供する介護保険制度が平成12年4月から実施されたが、この介護保険制度における保険者は市町村であり、要介護認定、事業計画の策定、第一号保険料の設定・徴収など中心的な役割は市町村が担っている。

しかしながら、介護保険制度では、従来の措置制度を契約制度に転換し、社会福祉法人・医療法人等のみならず民間企業やNPOも含めた多様な事業者を参入させ、競争による介護サービスの質的向上と利用者側の選択の拡大を図ることが求められている。

都道府県は、これらの事業者に係る指定、許可、指導・監督等の役割を担っており、事業者から住民に提供される介護サービスを監視し、その水準の維持・向上を図ることが期待されている。さらには、住民に対して事業者等に関する十分な情報提供を行うとともに、事業者の特性やサービスの質を比較できる客観的なサービス評価制度を構築すること等により、利用者本位の介護サービスが提供される体制の確立を目指していくことが重要である。

## 第3節 生活分野

社会・経済環境の変化、地域社会や家庭環境の変化の中で、住民が安心して生活できる地域社会を維持・形成していくことは、地方自治体にとって重要な役割である。これまでも、都道府県は、交通安全対策、消費者行政、青少年健全育成、国際化対応等様々な施策を進めてきた。

この「生活」分野は、市町村が取り組むべき分野でもある。したがって、市町村

との役割分担を図っていく必要があり、都道府県としては、相当高度の専門性が必要とされる部分を中心的に担っていくことになる（メルクマール）。また、一般的に、この分野における行政を効果的に展開していくためには、国、都道府県、市町村、関係団体等様々な主体が連携して総合的な対応を図っていくことが必要となるが、このような総合的な対応を図るため関係者間の連絡調整を行うことも主として都道府県に期待される役割となる（メルクマール）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 民事関係や家庭内の問題への対応（メルクマール、 ）

生活していく上で必要な様々な商品等を購入することは、買い手（消費者）と売り手（事業者）との間の契約に基づき行われるものであり、それに伴い発生する問題は基本的には民事上の問題であるが、これまでも、地方自治体は、住民が安心して消費生活を営めるように、情報提供、苦情相談及び商品テスト等の消費者行政を展開してきた。今後、規制緩和等に伴い消費者としての選択の幅が広がる一方、商品自体や契約内容等の多様化・複雑化が進む中で、消費者と事業者の間で商品や契約内容等をめぐって様々な問題が発生し、その件数自体も増加してくる可能性がある。このような事態に対処するために、平成13年4月から、消費者と事業者との間の新しい一般的ルールを定めた「消費者契約法」が施行されたが、住民自身が賢い消費者となることが求められるとともに、地方自治体としても、住民の消費生活の安全確保のために、住民に対するより一層的確な情報提供や相談体制の充実等が必要となってくる。

この場合、都道府県は、消費生活センター等を中心として、より専門的な情報・知識を必要とする問題について情報提供や苦情相談等を行うとともに、市町村や国、関係団体等と連携を図りながら、商品等の購入に係る住民の消費者被害の未然防止、拡大防止等に努めていく必要がある。

また、親子間や夫婦間で生じる問題に対しては、従来、家庭内の問題として、地方自治体は積極的に関与して来なかったが、最近、家庭内における児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）が大きな社会問題となり、「児童虐待の防止等



に関する法律」が施行されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された。今後は、地方自治体としても、これらの問題に積極的に対処していくことが求められている。

都道府県は、児童虐待を防止するため、児童相談所を中心として関係機関や市町村等とのネットワークを構築し、児童虐待の未然防止、早期発見、一時保護等に取り組んでいく必要があるとともに、保護した児童を受け入れる児童養護施設等の体制整備等を図っていく必要がある。また、DVを防止するため、相談体制の充実等を図るとともに、新しい法律の成立を受けた体制整備を進めていく必要がある。

いわゆるストーカー行為については、国に先駆けて、鹿児島県が「公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例」（不安防止条例）を制定し、その規制を始めたが、平成12年11月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が施行され、都道府県は、取締りや相談体制の充実等ストーカー行為の防止に一層努めていくことが求められている。

さらに、個人情報（プライバシー）の保護については、これまで、国の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を受け、当該都道府県が保有するコンピュータ処理に係る個人情報の保護を中心として行われてきたが、コンピュータ処理に係るもの以外の個人情報についても、また、当該都道府県だけでなく事業者が有する個人情報についても保護対象とする個人情報保護条例を制定する都道府県も出てきている。

現在、規制対象として公的部門だけでなく民間部門も含めた個人情報保護法案が国会に提出されているが、今後、高度情報社会化がますます進展する中で、個人の権利利益の保護のため、都道府県は、同法案の審議状況も踏まえながら、自らが保有する個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、民間の事業者等に対して個人情報の適正な取扱いを求めていくことが必要とされている。

## (2) 生活の新しい考え方やスタイルの普及（メルクマール）

時代や社会環境の変化に伴い、新しい生活の考え方や暮らし方が求められるようになってくるが、その必要性等について地域住民に対して意識啓発を行い、その普及・定着を図っていくに当たって、地方自治体の果たす役割は大きなものがある。特

に、都道府県は、より専門的な情報・知識に基づき市町村を先導する役割を果たすとともに、より大きな情報発信力によって効果的・効率的に普及啓発活動を実施することができる。

現在、女性が男性と同じく社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画する男女共同参画社会の実現が大きな政策課題の1つとなっているが、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、都道府県に対して男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定することが義務づけられた。今後、都道府県には、同法に基づく計画を策定するとともに、男女共同参画社会を実現していくために様々な施策を展開していくことが求められる。

例えば、埼玉県では、平成12年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、基本計画の策定や拠点施設の設置について規定するとともに、男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画推進の阻害要因による人権侵害等に対する苦情処理機関を設置している。

また、阪神・淡路大震災を契機として、社会においてボランティア活動やいわゆるNPOの果たす役割の重要性が認識され、平成10年3月には、NPOに対して法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が制定された。同法により、都道府県は、その区域内で活動するNPOの所轄庁として認証等の事務を処理することになったが、さらに、ボランティアやNPOを今後の社会において公益増進を担うパートナーとして積極的に位置づけ、その活動を活発化するための施策を展開していくことが求められる。

例えば、宮城県では、平成10年12月に「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」を制定し、基本計画を策定してNPO活動の促進を図るとともに、NPO法人に対して県税の優遇措置を講じている。

## 第4節 産業分野

地域経済・地域産業の振興は、地域住民の雇用確保や所得向上を図るとともに、自らの税財政基盤を強化し住民福祉の向上を図るために、地方自治体にとって今後とも重要な課題である。したがって、経済のグローバル化の進展、情報社会の到来、消費者ニーズの多様化・高度化等経済社会環境の変化に対応しつつ、地域経済・地

域産業の振興のため様々な施策を講じていく必要がある。

この「産業」分野は、そもそも産業に係るものであるため、都道府県の果たすべき役割が大きい分野である（メルクマール）。また、今後の地域経済・地域産業の振興においては、研究開発等相当高度の専門性を必要とする部分がより一層重要になると思われるため、その点からも都道府県に期待される役割が大きい分野である（メルクマール）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 農産物の研究開発とブランド化（メルクマール、）

地域農業は、農産物輸入の自由化、消費者ニーズの多様化、価格の自由化等大きな環境変化の中にある。当面、食が量的には充足されている状況の下で、国内及び国際的な競争を勝ち抜き、地域農業の振興を図っていくためには、かつての食料増産時代のように単に生産基盤を整備し生産の量的拡大を図るという施策では十分に対応することができない。その地域特性、品質及び価格において消費者ニーズに対応した農産物を生産するとともに、そのブランド化を図っていくことが重要となっている。また、そのようにして地域農業の振興を図ることが、ひいては国全体としてみた場合の食料自給率の向上につながるものといえる。

農業試験場等の試験研究機関において地域特性も踏まえた新品種等の研究開発を行い、それをいち早く県下に普及させるための技術指導や生産基盤整備に対する支援を行い、さらに新品種の販売促進や消費拡大のためのマーケティング活動を行って、当該新農産物の主産地化を図るとともに、ブランドの確立を目指すことが必要となる。

新品種等の研究開発のためには、バイオテクノロジー等最新の技術を始めとして相当高度の専門的な知識・技術が必要とされること、また、その普及のために必要とされる技術的及び資金的な支援能力や新品種等研究開発の前提となる消費者ニーズ調査等も含めて求められるマーケティング能力を考えると、市町村では対応が困難なものがあり、都道府県がこれらの役割を中心的に担うということになるであろう。

例えば、長野県では、県の総合計画において、「信州ブランドの構築」を掲げ、活力と個性ある産地づくり、技術力の向上及びニーズに応える流通システムの構築を目指している。

## (2) 新産業・新事業の創出促進（メルクマール、 ）

地域経済・地域産業の振興のために、都道府県は、工業団地を造成するとともに、道路等の関連インフラを整備する等製造業を中心とした企業誘致に熱心に取り組んできた。また、国も新産業都市の建設やテクノポリス構想の推進等国が地域指定をする形の工業の地方分散政策を推進してきた。その成果は、各都道府県の県民所得の向上や県民所得の地域間格差の縮小となって現れたのであるが、現在は、経済のグローバル化や情報通信分野を始めとした技術革新が進展する中で、国際的規模で企業間の競争が激化するとともに、従来の産業構造や企業形態等が大きく変わる変革期を迎えている。

一方、国は、地方分権推進委員会の第5次勧告を受けて、「新産業都市建設促進法」及び「工業整備特別地域整備促進法」を廃止するとともに、いわゆる「テクノポリス法」や「頭脳立地法」も廃止して新たに「新事業創出促進法」を制定した。これは、もはや国が地域指定をして企業立地の促進を図る時代ではなくなったということと、国全体としても新しい産業や事業の創出を促進することが必要な時代となったことを意味するものである。

このような状況の中で、地域経済・地域産業の振興を図っていくためには、従来のような企業誘致という手法だけでは不十分であり、地方自治体としても自らの地域で今後成長が見込まれる分野における新産業や新事業の創出を促進していくことが必要となっている。

新産業や新事業を創出するに当たって重要となるのは、新しい産業や事業の種や核となる新製品・新技術等を生み出す研究開発能力と、その成果を事業に結びつけ大きく発展させていく事業化能力である。

都道府県は、県立大学や工業試験場等の試験研究機関を持っている。これらの試験研究機関が、自ら研究開発を行うとともに、地元企業等の研究開発の支援を行うことにより、新産業や新事業の基となる新製品・新技術を生み出していくことが求

められる。また、これら研究開発の段階も含め一連の事業化プロセスにおいて必要とされる情報、技術、ノウハウ、資金等について、都道府県が中心となり、関係機関・団体等を総合的にコーディネートしつつ、新規創業者や新しい事業分野への進出を試みる地元企業に対して一貫した支援を行っていくことが求められる。これらは、研究開発に必要とされる知識・技術の高度専門性、あるいは試験研究機関、金融機関、商工団体等幅広い関係機関・団体等のコーディネートの必要性から、市町村では対応が難しく、都道府県が中心的役割を果たすことが期待されるのである。

例えば、山形県では、県の工業技術センター、園芸試験場等が大学や企業とも連携してバイオテクノロジーと生物の構造等を生きたままの状態で計測する生命活動センシングという技術を融合させながら新しい食材等を生み出す研究を行っている。岐阜県では、国の「新事業創出促進法」の制定に先立ち、いち早くマルチメディア関連産業を将来の基幹産業として位置づけ、中核施設として「ソフトピアジャパン」を創設して研究開発や新事業創出等に取り組んでいる。また、富山県や高知県等では、深層水の活用に積極的に取り組んでおり、水産分野だけでなく、健康・医療・食品等の幅広い分野での新しい事業展開を目指している。

### (3) 産業構造や雇用環境の変化に対応した人材育成(メルクマール、)

今回の地方分権改革により、地方事務官制度は廃止され、従来都道府県が行っていた失業等給付金の給付等の雇用保険業務や職業紹介等の職業安定業務の大部分は、国の直接執行事務となった。このため、今後、都道府県は、主として地域経済・地域産業の振興といった視点から雇用の維持・創出に関わっていくこととなった。

また、産業構造や企業形態等が大きく変わろうとしている中で、終身雇用・年功序列賃金に代表される日本型雇用慣行も変化しつつある。今後は、新しい成長産業等への移動等労働市場における労働移動を円滑に行うために、一方では、職業紹介機能の強化が求められるとともに、他方では、個人個人の能力開発が重要となってくる。

前者は、今回の地方分権改革に伴い国が中心的な役割を担うことになるが、後者については、地域経済・地域産業の振興という観点から、既存産業の活性化や新し

い産業の育成・発展を担う人材を育成することが都道府県の重要な役割となってくる。

都道府県は、県立大学、技術専門校、農業大学校等において人材育成、職業訓練等を行うとともに、各種講習会・研修会を開催し、あるいは国や民間の人材能力開発機関等との連携を図りつつ、今後の地域経済・地域産業の発展のための人材開発を行っていく必要がある。

例えば、群馬県では、県立の産業教育専門校の中に職業能力開発センターを設置し、できるだけ早く職に就きたい求職者の要望や新しく出現した要望に機動的に対応するためのプログラムを設けて、変化する企業ニーズ、時代ニーズに適合する技術者・技能者の育成を図っている。また、岐阜県では、先に述べた「ソフトピアジャパン」においてマルチメディアについての教育研修事業を行うとともに、別に国際情報科学芸術アカデミー及び国際情報科学芸術大学院大学を設立し、ソフトピアジャパン等で活躍できる人材の育成を図っている。

#### (4) 企業誘致、農業・中小企業助成、観光振興（メルクマール）

(2)で述べたように、今後は企業誘致だけでは不十分であるが、しかし、企業誘致が重要な地域経済・地域産業の振興策の1つであることには依然変わりが無い。したがって、企業誘致に努めていくことは、今後とも都道府県の重要な役割となる。ただし、先に述べたように国が地域指定をして立地を誘導するような時代ではなく、しかも、企業は、国内ばかりでなく国際的な視野で立地を考えるようになってきている。産業構造の変化や企業ニーズに柔軟に対応した企業誘致、企業から選ばれる時代にふさわしい企業誘致を進め、将来の地域経済を担う企業の誘致を図っていく必要がある。

また、(1)及び(2)に含まれる部分を除いた、生産基盤整備や営農指導等の農林水産業に対する助成及び資金貸付けや経営指導等の中小企業に対する助成については、市町村が行う部分もあるが、産業に係るものであり、資金面や技術面からして、今後とも都道府県の果たすべき役割が大きいものである。

さらに、観光振興については、国内だけでなく海外も含めた観光地間競争が激しくなる中で、交流人口の増大による地域経済の振興を図るために、地域特性を生か

すとともに、観光客のニーズに対応した個性と魅力ある観光地を形成していく必要がある。市町村とも連携しながら、広域観光ルートの形成、観光キャンペーンを始めとする情報発信、外国人観光客を含めた受入体制の整備等を図っていくことが都道府県の果たすべき役割となる。

## 第5節 教育・文化分野

教育は、個々人にとって自立的な社会生活を営むために必要な能力開発を行う貴重な機会であるとともに、社会全体にとってもその円滑な運営や発展の基盤として不可欠なものであり、最も重要な行政サービスの一つであると言える。地域において教育を中心的に担ってきたのは地方自治体であり、今後ともその役割は極めて大きい。わが国の教育は、経済社会発展の原動力となるなど大きな成果を上げてきたが、近年、いじめ・不登校・学級崩壊等の諸問題が深刻化・顕在化しており、地方自治体としては、これらの問題解決のために、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の見直し・改革に向けた取り組みを積極的に推進していくことが求められている。

また、自由時間の増加や高齢化の進行など社会全体の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求める傾向が強まる中で、地方自治体には、生涯教育の充実や文化振興といった住民の多様なニーズにも積極的に対応していくことが求められている。

この「教育・文化」分野は、小中学校の運営等に対して市町村を支援していくこと（メルクマール、 ） 大規模文化施設等行政需要が広域的に散在しており、かつ相当高度の専門性を必要とするものの設置・運営（メルクマール、 ） 広域的・一体的に行う必要がある小中学校・高等学校等の教員の人事管理（メルクマール ） 等が、主として都道府県に期待される役割となる。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

### (1) 市町村の学校教育に対する知的支援（メルクマール、 ）

平成14年度から小中学校において全面実施される新しい学習指導要領では、国

際理解、情報、環境及び福祉等を横断的に学ぶことができる「総合的な学習の時間」が創設される。当該時間にどのような教育を行うかは各学校に委ねられるため、各学校ごとに教材開発や指導方法等における創意工夫が求められることになるが、その内容の充実や水準の向上を図るためには、各都道府県の教育研修センター等調査研究部門における知的支援が重要となる。また、各学校ごとの創意工夫・経験を蓄積し、相互に情報・ノウハウの交換を行えるシステムづくりについても進めていくべきである。

なお、「総合的な学習の時間」のみならず、教育内容・学校運営等において画一主義から脱却し、市町村や各学校の創意工夫を求める部分が、今後とも増加することが予想されることから、都道府県による知的支援については、市町村や各学校が求める情報や的確なアドバイスを提供できる体制を整えておくことが求められる。

## (2) 教員の活性化に向けた人事管理（メルクマール ）

公立の小中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の教員の人事管理は、原則として都道府県が担当しているが、現在、学校教育が抱える諸問題の要因の一つとして、教員の意欲を引き出す仕組みが乏しいことや適性を欠く教員の存在等が挙げられている。学校教育の質を決定的に左右するのは教員であることから、法制度改正の動向等も踏まえつつ、顕著な成果を上げている教員への処遇の改善や、適性を欠く教員の他職種への配置換え・免職処分等教員の人事管理を的確・厳正に実施し、教員の意欲・努力を最大限に引き出す仕組みを構築していくことが重要となっている。

## (3) 高等学校の再編・整備と高等教育の振興（メルクマール 、 ）

公立の高等学校の設置・運営は、一般的に、市町村の区域を越える広域的な範囲から生徒が集まってくることで、また相当高い水準の教育を行うものであることから、従来から、市町村ではなく広域的な地方自治体である都道府県が中心的に担ってきた。今後とも、この高等学校の設置・運営は、主として都道府県が果たすべき重要な役割となるが、生徒数の減少に対応した学級数や高等学校数の削減、中高一貫校・総合学科・単位制高等学校等の特色ある学校・学科づくり等社会環境や住民ニー



ズの変化に対応して高等学校の再編・整備を進めていくことが課題となっている。

また、近年、都道府県においては、大学を創設する動きが盛んであり、高齢化の進展に伴う社会ニーズに対応した医療保健・看護系の大学や、例えばコンピュータに特化した福島県立会津大学のように、学部・学科の構成に独自性を出した県立大学（公設民営方式を含む）が創設されている。高等教育の振興を図ることは、市町村ではなく都道府県が担うべき役割であると言えるが、少子化の進展に伴い大学もその存続を賭けた競争時代に突入していること、また、国立大学については法人化の方向にあること等を踏まえると、今後は、都道府県としても、高度の教育研究機関としての大学の存在意義を踏まえた上で、大学運営のあり方を見直し、教育・研究の両面において評価される実績を上げる大学づくりを進めていく必要がある。その場合、生涯教育の一環としての公開講座等の充実や産業振興の一環としての地元企業との連携など、地域社会により一層開かれた大学としていくことも重要な1つの方向である。

#### (4) 生涯教育、芸術文化の振興（メルクマール、 、 ）

生涯学習の推進については、多くの都道府県で、生涯学習センターが設置され、全庁的な推進体制が整備されている。都道府県は県立大学等に生涯学習に活用可能な人材・施設を有していること、また、市町村が個別に豊富なメニューを揃えることは講師確保等の面で困難を伴うことなどから、生涯学習センター等を拠点として、市町村と連携を取りながら生涯学習の振興を図ることは、都道府県に期待される役割である。具体的には、著名講師を数多く招聘する大規模講座等市町村では実施困難な事業の実施、市町村が行う生涯学習事業に不可欠な各種指導者の養成及び講師に関する情報の蓄積・提供等が上げられる。

芸術文化の振興については、所有者が不明の出土文化財の第一義的所有者が都道府県となったこと等も踏まえて、文化財や伝統文化の一層の保存及び活用を図っていく必要がある。また、都道府県が保有する音楽ホール・美術館等の大規模な文化施設について、その運営の効率化・合理化を図りつつ、高度な芸術文化を創造・鑑賞する場及び地域住民の芸術文化活動を活性化させる場として有効に活用するための方策を検討していくことが重要な課題となっている。

## 第6節 基盤整備分野

地方自治体は、一定の広がりのある地域をその区域として所管する団体であり、住民生活の利便性向上や産業活動の活発化等のために、道路や河川を始めとして当該地域における様々な基盤の整備を行っていくことは、地方自治体の重要な役割である。今後は、高齢社会の到来や情報化の進展、産業構造の変化等新しい社会経済環境の変化に対応した生活基盤、産業基盤等の整備を進めていかなければならない。

この「基盤整備」分野は、生活道路や都市公園等の住民に身近な生活環境に係る基盤の整備については、市町村が中心となって進めていくこととなるが、市町村の区域を超えた広域的な視点が求められる基盤整備については、行政対象が広域的に一体であるものとして、今後も都道府県が中心的な役割を果たしていくことになる（メルクマール）。また、新幹線等の国家的な基盤整備プロジェクトに対して、地元市町村等の意見をまとめ、国に対して働きかけていくことも、今後とも都道府県の重要な役割である（メルクマール）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

### (1) 県土整備のグランドデザイン策定と土地利用調整（メルクマール）

都道府県は、市町村の区域を超えた広域的視点から望ましい県土整備のグランドデザインを描くとともに、それを踏まえた土地利用に関する計画の策定、規制及び誘導等を図っていくことが重要となる。

例えば、都市計画の分野では、地方分権一括法により、都市計画区域の指定や市街化区域・市街化調整区域の線引きは都道府県の自治事務となった。また、平成12年5月の都市計画法の改正により、都市計画区域内を線引きするか否かは原則として都道府県の判断に任せられることとなる一方で、従来、線引きをした市街化区域及び市街化調整区域のみを対象としていた都市計画区域マスタープラン（「整備・開発・保全の方針」）については、すべての都市計画区域において策定することが求められることとなった。県土利用に関する自由度が拡大する中で、都道府県としては、自らの県土においてどのような都市づくりを進めていくかについての構想や

計画の策定能力がより一層問われるようになってきている。

また、具体的な土地利用においては、県土整備の構想や計画を踏まえつつ、民間事業者等の開発の規制・誘導を適切に行っていく必要がある。例えば、神奈川県では、平成8年3月に「神奈川県土地利用調整条例」を制定し、大規模な開発に当たって個別法の手続の前に知事への協議を求め、その調整手続を通じて計画的な県土利用や環境保全を図っている。なお、この条例は、行政手続法や行政手続条例の制定といった状況の変化を踏まえたものでもあり、従来は行政指導で行ってきた開発指導について法的根拠を与えるとともに、行政手続法がめざす公正・透明な行政運営にも配慮したものとなっている。

## (2) 道路等交通インフラの整備（メルクマール）

昭和40年代から本格化したモータリゼーションの進展に対応して、各都道府県では、生活基盤及び産業基盤としての広域的な道路網の整備を進めるとともに、港湾、空港といった海空の交通ネットワークの拠点となる施設についても整備を進めてきた。これら交通インフラの整備は現在では相当進んだと言えるが、なお、道路を始めとして必要な広域的な交通インフラの整備を進めていくのは、主として都道府県の役割である。

例えば、和歌山県では、県内の主な都市間を半日で往復できる「県内2時間行動圏」構想を実現するために広域幹線道路の整備を推進するとしており、また、静岡県では、「静岡30（サーティ）構想」として、県内に住む人が高速道路のインターチェンジ及び中心都市へ30分で移動可能な道路網の整備を進めるとしている。

交通インフラの整備に当たっては、単にハードな工作物を作るというのではなく、総合的な交通ネットワークを形成するという観点から、国、市町村、鉄道事業者等と連携しつつ体系的、計画的な整備を進めていくことが必要であり、また、交通ネットワーク全体として、そのソフト面の施設運用を含めて、地域住民を始めとする利用者にとって利便性や快適性の高いものを整備していくことが求められる。なお、これらの総合交通ネットワークの形成に必要な国、市町村等関係者間の調整面における都道府県の役割も大きい。

また、交通インフラの整備については、将来は、道路を始めとして概成されつつ

ある総合交通ネットワークの維持管理や更新が大きな問題となってくることが予想されるが、道路等交通インフラ整備における都道府県の役割についても、メンテナンスのほうに重点が移行していくものと考えられる。

### (3) 情報インフラの整備（メルクマール）

最近の情報通信分野における技術革新にはめざましいものがあり、本格的な情報社会が到来しつつある。情報社会においては、大量の情報を高速で伝達できる情報通信基盤（情報インフラ）の上に様々な情報ネットワークが構築され、住民生活の利便性向上や地域産業の活性化、あるいは行政サービスの効率的な提供等が図られていくことになる。

情報通信インフラの整備は民間企業が中心となって進められてきているが、この情報通信インフラはいわば情報社会の「道路」である。都道府県としては、この新しい「道路」である情報通信インフラの県土全体における整備構想や整備戦略を描き、民間企業や国・市町村等と連携を取りながら、その整備を推進していく必要がある。

例えば、岡山県では、いち早く県庁と主要地方出先機関を高速の専用回線で結んだ「岡山情報ハイウェイ」を整備し、それを一般に無料で開放した。これによって、行政だけでなく、広く地域の住民や企業が「低料金・高速で24時間いつでも使えるインターネット利用環境」を享受できるようになった。さらに、岡山県では、この県の情報ハイウェイと市町村役場を高速回線で接続し、その市町村役場に市町村の地域内すべての公共機関、企業、医療機関、学校、農協等が接続して情報ハイウェイに乗り入れ、地域を覆う情報網（リージョナルウェブ）の形成をめざしている。

### (4) 山地、河川、海岸等の県土保全（メルクマール）

山地、河川及び海岸といった自然構造物は、一般的に、広域的な広がりを持つものであり、その保全や整備を図っていくことは、主として都道府県の役割である。その場合、従来は、治山・治水、高潮・津波対策等災害の防止や水資源の利活用という観点から保全・整備が進められてきたが、今後は、自然環境の保全や住民の憩

い空間の整備といった側面にも一層配慮していく必要がある。

例えば、平成9年には「河川法」が改正されて「河川環境」という概念が導入され、河川については、洪水等の災害防止や適正な利用等に加えて河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理するものとされた。都道府県は、今後は、河川環境の状況にも十分配慮した河川整備基本方針（二級河川）や河川整備基本計画（一級河川の指定区間内及び二級河川）を策定するとともに、その方針・計画に沿った河川の保全・整備を進めていく必要がある。平成11年には「海岸法」も改正され、海岸についても、従来の「被害からの海岸防護」に「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」も加えた総合的な視点から適正な管理を行うものとされた。都道府県は、国が定める「海岸保全基本方針」を受けて、「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全を図っていく必要がある。

また、山地については、山地崩壊や土砂流出を防止するため、地すべり対策や砂防ダム建設等の砂防事業を実施するとともに、水源涵養や大気浄化機能等も併せ持つ森林の保全・整備を図っていく必要がある。特に、林業の不振から山が荒れることを防止するために、林業の振興を図る一方で、県土保全及び環境保全の観点から、森林の保全・整備方策を強化していく必要がある。例えば、宮崎県では、森林・農地の有する多面的な公益的機能を積極的に評価し、農山村の担い手を確保して森林や農地を適正に管理していくために、平成3年から「国土保全奨励制度」を提唱し、その実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、岩手県では、水源涵養や山地災害防止等の公益目的のために、県林業公社が所有者と分収林契約を結んで民有林の維持管理を行う事業を平成13年度から始めるとしている。

#### (5) 国家的プロジェクトに対する要望・調整（メルクマール、 ）

新幹線、高速道路、国際空港等の基盤整備に係る国家的プロジェクトについては、都道府県は実施主体ではないが、その整備のあり方や進捗状況は、住民生活の利便や地域産業の振興等に大きな影響を及ぼすものである。このため、従来から都道府県は、地域経済の発展や住民福祉の向上に結びつく国家的プロジェクトについて、国等にその促進を積極的に働きかけるとともに、その円滑な実施を図るために国等

の実施主体と地元との間の調整を行ってきた。今後とも、地元の要望を取りまとめ地域を代表して、このような基盤整備に係る国家的プロジェクトの促進等を国等に働きかけるとともに、一方で、国等の実施主体と地元の市町村・住民等との間に入って調整を行うことは、都道府県の重要な役割となる。

## 第7節 地域振興分野

地域の経済的な振興・発展や行政水準の維持・向上を図ること等により、豊かで住みやすい地域社会の形成を目指していくことは、地方自治体にとって本来的に重要な課題である。これまでは、国土の均衡ある発展という基本的な考え方の下に、国において4次にわたる全国総合開発計画が策定され、それを受ける形で、各地方自治体において総合計画の策定や地域振興策の展開が図られてきた。しかしながら、平成10年3月に国が策定した「21世紀の国土のグランドデザイン」は、名称が「総合開発計画」ではなくなるとともに、地域の選択と責任に基づく地域づくりを重視したものとなった。地方分権の進展もあり、今後は、地方自治体において、今まで以上に自らの知恵と工夫で地域の振興・発展を図っていくことが重要な課題となっている。

この「地域振興」分野は、地域産業の活性化は、主として都道府県に期待される役割であり（メルクマール ）、産業基盤整備や生活基盤であっても市町村の区域を超える広域的なものの整備については、都道府県の積極的な役割が期待される（メルクマール ）。また、市町村を包括する広域的な地方自治体として、地域全体の将来ビジョンやその実現戦略を構想すること、さらには、県内における過疎地域等の市町村に対する支援を行うことも都道府県に期待される役割である（メルクマール 、 ）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

### (1) 地域振興のための構想・計画の策定（メルクマール 、 ）

従来より、各都道府県は総合計画を策定し、基本目標・方針を明確化した上で、

重要課題ごとに施策・事業を体系化し、総合的な施策展開を図ってきた。都道府県が、市町村を包括する広域的な地方自治体として、地域資源や地域特性の活用方を考え、広域的・一体的な見地から地域振興を図る方が、各市町村による個別対応のみの場合よりも効果的・効率的である。地域振興を図るために、構想・計画を策定し、市町村等に対して地域のビジョン・方向性を示すとともに、当該構想・計画に基づき、産業振興や基盤整備等自らの施策・事業の総合的な展開を図ることは、今後も、都道府県の重要な役割である。

社会経済情勢の変動が激しい中で、自立的な地域振興を図っていくためには、地域経済や住民生活に影響を及ぼす全国的・国際的なトレンドの把握・分析を行うとともに、明確な地域の将来像・ビジョンを打ち立て、重要課題に対する効果的な政策を企画・立案するといったシンクタンクの機能のより一層の充実・強化が求められる。また、構想・計画においては、県内全体でバランスのとれた地域振興を図るとともに、県内の各圏域単位での地域振興についても考えていくことが求められる。

## (2) 過疎地域等の支援（メルクマール）

過疎地域・山村地域・半島地域等のいわゆるハンディキャップ地域については、人口減少や全国平均をはるかに上回る高齢化が進行し、当該地域の衰退が問題となるとともに、一部の市町村では市町村としての存立自体が危惧される状況にある。都道府県としては、県内全体でバランスのとれた地域振興を図る必要があり、一方、これら地域の市町村は行財政基盤が弱体であり、自らの力だけで地域振興を図ることは困難であることから、各種地域振興立法等の特例措置も十分に活用しながら、これら地域の振興・活性化に取り組むことは、今後とも都道府県の重要な役割となる。

また、これらの取組みによっても当該地域の衰退が進み、市町村において基本的な住民サービスの提供にも支障を来すおそれが生じてきたような場合には、当該市町村の事務・権能の一部を補完する仕組みが求められることとなる。その際には、現在の「過疎地域自立促進特別措置法」で基幹道路の整備等について採用されている都道府県の代行制度のように、当該市町村に代わって都道府県が一定の役割を担うことが必要となる場合も考えられる。

### (3) 民間団体等の活動支援（メルクマール、 ）

豊かで住みやすい地域社会の実現を図っていくためには、行政サイドの取組みだけでは不十分であり、地域住民や民間団体等の発想・活力を最大限引き出し、それらとの連携・協働の下に地域づくりを進めていく必要があり、民間団体等による地域づくり活動の活発化が期待される。

これら地域づくり活動を行う民間団体等は、必ずしも市町村に普遍的に存在するものではなく、市町村の区域を越えて広域的に活動するものもあり、また、将来このような活動を中心的に担うことが期待されるNPOは、現在なお萌芽的な段階にある。このため、市町村とともに、NPOを中心とする民間団体等の地域づくり活動を支援するために都道府県が積極的な役割を担うことが求められる。具体的には、住民への情報提供、参加者の学習・交流機会の確保、支援拠点の確保等が考えられる。

## 第8節 防災・危機管理分野

地震、噴火及び台風・豪雨等の自然災害や大規模火災・原子力事故等の重大事故等から住民の生命、身体及び財産等を守る防災・危機管理は、地方自治体が大きな役割を果たすべき分野である。わが国の防災体制の基本は、まず地方自治体が対応し、地方自治体では対応が困難なものに対して国が支援するという仕組みになっており、地方自治体の主体的・積極的な取組みが求められる。また、地方自治体間においては、まず被災市町村が対応し、当該被災市町村だけでは対応困難なものに対して都道府県が支援と広域的見地からの総合調整を行う仕組みとなっている。このため、「防災・危機管理」分野における都道府県の役割は、市町村を包括する団体として被災市町村に対する支援や広域的総合調整が中心となるが（メルクマール ） 災害に強い県土づくりや防災体制づくりを広域的・一体的に進めていくことも都道府県の重要な役割であるとともに（メルクマール ） また、0-157による被害等危機対応に当って相当高度の専門的知識や技術を必要とするものについては、都道府県の果たすべき役割が大きい（メルクマール ）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われる



ものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 迅速に機能する体制づくり（メルクマール、 ）

災害等の危機が発生した場合に、その被害の広がりを最小限に食い止めるためには、被災市町村に対する支援や国・関係機関等との総合調整等において、都道府県が迅速に対応することが求められる。そのためには、まず、被害状況等事態の早期・正確な情報収集が不可欠であり、防災・危機管理に関する情報収集・伝達のネットワークを形成しておく必要がある。また、災害対策本部の設置や職員の動員等を定める地域防災計画の策定に当たっては、現実事態が発生した場合に対応できる具体的かつ実践的な内容のものとしておく必要があるとともに、コンピュータ等を活用した被害想定シミュレーションや災害等の発生を想定した防災訓練を実施しておくこと等により、現実災害が発生した場合に素早く効果的な対応ができるような体制を整えておくことが求められる。

例えば、兵庫県においては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成8年に、より具体性、即応性を備えた計画とするため地域防災計画の大幅な修正を行うとともに、同年より、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）の運用を開始し、災害時の情報収集・情報処理に総合的に対応できる体制を整えている。

#### (2) 災害に強い県土づくり（メルクマール、 ）

第6節「基盤整備」のところでも述べたように、山地、河川及び海岸といった自然構造物は、一般的に広域的な広がりを持つものであり、その保全及び整備を図っていくことは、主として都道府県の役割となる。この場合、災害・危機管理という観点からは、山崩れや地すべり等を防止するための砂防施設等の整備や森林の維持・造成等の治山対策、洪水を防止するための河川改修等の治水対策、高潮・津波等を防止するための海岸保全施設の整備等の海岸保全対策等を講じることにより、災害に強い安全な県土づくりを進めていくことが求められる。また、山崩れ・洪水・高潮等による災害が発生した場合には、災害復旧事業の速やかな実施を図り、これ

ら自然構造物の災害に対する耐性をより強固なものとして再生させていくことが必要とされる。